平成２６年（フ）第１７６号
佐賀市鍋島町大字蛎久字二本松1377－５　住宅型有料老人ホームさつき苑、住民票上の住所佐賀市水ヶ江２丁目６番２号
債務者　森本　淳一
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後０時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　焼山　敏晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
山形県上山市沢丁６番19号
債務者　向井　和子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向田　　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７６号
宮崎市大字有田376番地４
債務者　河野　元幸
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成見　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８３号
静岡市清水区八木間町440番地の１　エクセリッチＫ－Ⅰ－102号、旧住所静岡市清水区神田町２番28号　エンゼルハイム桜橋102
債務者　堀越　　猛
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１００号
三重県四日市市生桑町2279番地23
債務者　橋本　正之
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　伸二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
栃木県小山市大字間々田1477番地14、従前の住所茨城県桜川市真壁町上谷貝1140番地１
債務者　大和田光彦
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第４８号
三重県志摩市阿児町鵜方3412番地６　雇用促進住宅１号棟205号
債務者　山本　元晴
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　秀也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
佐賀県神埼市神埼町竹1219番地９
債務者　渡部　育夫
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東島　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３３９号
仙台市泉区南光台７丁目27番８号　コリーヌ南光台Ⅱ番館105
債務者　菅野　和広
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３６１号
仙台市青葉区下愛子字二本松18番地の３　スワンハイツ102
債務者　谷　　理衛
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３６４号
仙台市青葉区米ケ袋２丁目３番48号
債務者　蝦名　　悟
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７８号
仙台市若林区沖野７丁目６番１－３号　ボヌール沖野３番館Ｂ
債務者　新沼　淳子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴1352番地４
債務者　大橋　正貴
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１３号
茨城県結城市大字結城9883番地９　２Ｆ
債務者　柴　　文子（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１２０号
茨城県古河市東牛谷1066番地９
債務者　中村　　実
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１２３号
茨城県筑西市乙863番地　やますビル１号館35、前住所茨城県筑西市桑山2505番地４
債務者　大久保　礼
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部